

## 大学問題の法社会学的考察（2）

佐 伯 弘 治

### 大学における学生の地位と権利

1. （学生の地位に関する諸見解）伝統的な大学の自治にもとづく学生観が一連の大学紛争の主要原因の一つであったことは論をまたない。だからこそここ2, 3年大学における学生の地位をめぐっての論議が沸騰し、多くの見解があらわれるにいたったのであるが、如何せん、その間に未だ支配的地位を得たものはない。それどころかにぎやかな議論の展開は論者の歴史観、社会観、あるいは大学観、教育観からなる論理のすれ違いを浮彫りにし、渾沌たる状況を現出している。本稿はこれらの諸説を整理しながら若干の考察をこころみることによって、今日の日本の大において学生はいかなる存在として位置づけられるべきか、その当為をさぐらんとするものである。もともと学生の地位や権利については直接これを規制する法律はなく、もっぱら解釈論的操作によって処理されてきたのであった。伝統的な行政法学の理論は、長い間、学生は大学の構成員ではなく、たんなる營造物利用者として、營造物主体の包括的支配権の下に置かれるものとしてきた。そしてこのような考え方は「營造物概念やそれとむすびついた特別権力関係なる概念がもともと天皇制行政法学の歴史的所産である以上それを大学に適用した伝統的考え方は、天皇制の下における大学の実体をある程度反映していたといいうかも知れない。戦後の天皇制の変革そして新憲法の登場は、当然に新憲法下の大学のあり方にもとづく新しい理論の構築を必要としていたにもかかわらず、それは大学において放棄された。すなわち、この点についていえば大学には戦後改革がなかったのである」<sup>1)</sup>との指摘にもみられるごとく、当然、戦後改革の中で排除されるべき性質のものであった。それが果たされず、戦前からの伝統的な大学自治観が戦後の二十余年そのまま温存されてきたところに大学にとっての大きな陥穰があったのである<sup>2)</sup>。

1) 『法学セミナー』昭和45年7月1日号、56頁、渡辺洋三「学生の地位と権利」。

2) 『流通経済論集』、Vol. 5, No. 4、佐伯弘治「大学問題の法社会学的考察」(1)、133頁以下、「伝統的大学観

この「營造物利用者」説は今日もはやそのままでは通用しないが、その変容、あるいは歪曲といった形をとって今なお影響力は失われていない。また他方には紛争の中から、これに変わるべく改革の端緒としてあらわれた説もあり、学生の地位に関するこれら諸認識の間には相当の距離がある。

#### (A) 「營造物利用者」説

「營造物利用者」説が、戦後もっとも明確な姿であらわれるのは、「公立大学と学生との法律関係は公の營造物の特別使用関係における権利義務の相互関係、即ち公法上の特別権利義務関係に立っていると見るべきであるから学生は学長の懲戒権に服さなければならぬことは当然である」<sup>3)</sup>、「国立又は公立学校の学生生徒は学校という營造物の利用者であるが、營造物設置の反射的利益を受けるに過ぎず、普通利用することを自己の利益として主張できる法律上の地位を与えられるものでない。従って学生生徒が放學によって營造物利用関係から排除せられても、反射的利益を受けることができなくなっただけであって、その利用権を侵害せられるものでない。又国立又は公立学校の学生生徒は營造物である学校の設置者としての国又は地方公共団体と特別権力関係にあるものであるが、その自由意思に基いてこの関係に入ったものであるから」<sup>4)</sup>などの判例においてであり、その学校が国立または公立学校である場合にはいわゆる特別権力関係の法理で律してきたのであった。また、私立大学についても、「大学が学生の集団に対し教育を行なう施設であり、学生が入学を求める行為は、かような教育施設に包括的に自己の教育を託し、学生としての身分を取得することを目的とする行為であるということの本質から、学校

の形成と崩壊」において、戦後の大学の自治について述べた。

3) 京都府立医科大学、仮処分申請事件判決、京都地裁、昭和25年1月17日、『行政事件裁判例集』1巻3号、457頁。

4) 京都府立医科大学、放學処分取消請求事件判決、大阪高裁、昭和28年4月30日、『行政事件裁判例集』4巻4号、986頁。

5) 昭和女子大学、退学処分事件（身分確認請求事件）判決、東京地裁、昭和38年11月20日、『行政事件裁判例集』14巻11号、2039頁。

当局は、その施設を管理運営し<sup>5)</sup>と述べ、学生をたんなる營造物利用者とすることの前提に立っている。そして大学の学生に対する懲戒処分は、教育施設としての大学の内部の規律を維持し、教育目的を達成するために認められるもので、これには国・公立大学、私立大学の別はないとの立場から「私立大学の学長が、同大学を代表して、その学生に停学を命ずることは、国立及び公立の大学がその学生に停学を命ずる行為となんら異なるものではなく、公法上の特別権力による行為として、これによりその学生の教育を受ける等の権利を一時制限する法的効果を伴うものであるから、行政事件訴訟法1条の関係においては行政庁たる学長のなす処分と解するのが相当である」<sup>6)</sup>としている。これらの判例に明示されているごとく、ともかく大学を營造物としてとらえ、營造物の意義を行政主体によって直接に公用に供される人的手段および物的施設の総合体と解したのであるから、教職員は大学の構成要素をなすことになるが、学生はその構成員ではなく、營造物の利用者としてのみ位置づけられることになるのである。大学設置者（国または地方公共団体、学校法人）の行政的な管理権に基礎をおき、營造物利用関係を特別権力関係と解することを特徴とするこの理論は、第2次大戦後は、その発祥の地ドイツにおいても妥当性を失いつつあり<sup>7)</sup>、わが国においては現実に論理に破綻をきたしている。

#### (B) 「教授対象者」説

營造物利用者説＝「營造物権力服従者」説と軌を一

- 6) 中央大学、停学処分事件(損害賠償請求事件)判決、東京地裁、昭和30年7月19日、『行政事件裁判例集』7巻1号、119頁。
- 7) 日本法社会学会編『大学問題の法社会学的研究』、有斐閣、昭和45年、57頁以下、高田敏「学生の権利」に、「西ドイツのいくつかの大学の規則はそれぞれの大学を公法上の社団 (Körperschaft des Öffentlichen Rechts) と明示的に規定していたし、大学の社団性を承認した法律も存在した。また、学説においても、大学を營造物 (Anstalt des Öffentlichen Rechts) と解する説に対して『公法上の社団』と解する有力な反対説が存した。そしてそこにおいては、学生は大学市民(akademischer Bürger)と理解され、あるいは大学の構成員 (Mitglieder) とされる。そして、ここ数年来の大学問題を通してこの問題は展開され、大学法あるいは大学法案において、大学は公法上の社団とされ、学生もその構成員とされるにいたっている」とあり、西ドイツの大学問題にふれられている。
- 8) 日本法社会学会編『大学問題の法社会学的研究』(前掲) 所収の兼子仁「大学における学生の地位」、5頁以下において、「教授対象者、營造物権力服従者」説とあり、「学生は、學問研究の結果を教授される教授対象者であるという基本的規定をうけ、その修学および自治活動において大学管理者が定める規律に服すべきものとされる。

にするものとして「教授対象者」説があげられる<sup>8)</sup>。たしかに「教授対象者」説は、伝統的な行政法学説をふまえたものではあるが、營造物権力服従者説そのものではないニュアンスの相違がある。それは營造物利用者説を厳格に解すれば設置者の行政的な管理権というところにウェイトがかかり、教授対象者説といえば、少なくとも教授その他の研究者の研究と発表の自由、教授会の自治が前面に出て教育的な管理権（行政的な管理権という言葉に対して）ともいうべきところに強い響きがあると解されるからである。もっとも教授対象者説は、大学の自治は教授集団の特権的自治であるとし、学生の地位を疎外しているのであるから伝統的な大学自治観の典型ではある。ただ現在の日本の私立大学の中には法人理事会の設置者としての権限が絶対的に強く<sup>9)</sup>、たとえば教授会の人事権すら認めないものがあって、その数が必ずしも少なくないこの現実を看過してはならない。伝統的な大学の自治以前のいわば狭義の營造物利用者説に属するとてもいうべきであろうか、少なくとも教授対象者説の前提には教授会の自治がなければならないが、それすらないものが実在することは事実であり、この事実認識に立って、あえて「營造物利用者」説＝「營造物権力服従者」説を狭義にとらえ、「教授対象者」説とのニュアンスの相違を強調したのである。そしてこの「教授対象者」説は、東京大学劇団ポポロ事件に対する最高裁、大法廷判決および東大パンフ（「大学の自治と学生の自治」——最近の学生自治活動に関連して——）によくあらわれている。

「大学における学問の自由を保障するために、伝統的に大学の自治が認められている<sup>10)</sup>。この自治は、とくに大学の教授その他の研究者の人事に関して認めら

---

この後者の面はしだいに柔かく表現されるようになっていくが、なお根本において、伝統的な行政法学説であった營造物利用者すなわち營造物権力服従者説と軌を一にする」とある。また、『法学セミナー』、前掲、渡辺論文も東大ポポロ事件最高裁判決、中教審答申、東大パンフ等の間に重点のおき方やニュアンスの差異こそあれ、基本的に營造物利用者説がとられているとしている。

- 9) たとえば、『朝日新聞』昭和46年11月23日、朝刊、「医」という特集中で新設医大問題を論じ、帝京大学の学長や医学部長が、「たとえ教授会と意見が対立しても大学運営上の決定権は理事会にある」といい切り、同理事会が若年の外科研修医である学長の義弟を同大外科教授に決めたとある。このように教授会の自治すら認めない大学には創業者支配的または同族支配的傾向をもつものが多く、必ずしも新設とは限らない。
- 10) 東京大学、劇団ポポロ事件判決（暴力行為等処罰に関する法律違反被告事件）、最高裁大法廷、昭和38年5月22日、『最高裁判所刑事判例集』17巻4号、370頁。

れ、大学の学長、教授その他の研究者が大学の自主的判断に基づいて選任される。また、大学の施設と学生の管理についてもある程度認められ、これらについてある程度大学に自主的な秩序維持が認められている。

……大学の学問の自由と自治は、……直接には教授その他の研究者の研究、その結果の発表、研究結果の教授の自由とこれらを保障するための自治とを意味すると解される。大学の施設と学生は、これらの自由と自治の効果として、施設が大学当局によって自治的に管理され、学生も学問の自由と施設の利用を認められるのである。……大学の学生として……学問の自由を享有し、また大学当局の自治管理による施設を利用できるのは……大学の教授その他の研究者の有する特別な学問の自由と自治の効果としてである」、「研究、教育についての、最終的な意思決定は、大学教員の組織をつうじてその責任においておこなうものであり、それが大学自治の本質なのである」<sup>11)</sup>。また大学紛争の最中に中教審がまとめた大学における学生の地位についての考え方では、伝統的見解をふまえながら現象対処をこころみたものであるが、管理的教育観の限界が随所にみられる。「学生の地位は、大学という社会的機関へ学生が自らの選択によって志望し、これに対して大学が入学を許可することによって生ずるものであり、学生はその在学期間、大学において教育を受け、その施設・設備を利用する権利が認められると同時に、大学がその機能を営むうえに必要な規律に従うものである」、「学問の教授と学習という面からみれば、学生は、本来学ぶ者として教師の学識を信頼し、大学の定める教育上の計画と指導に従うことが求められる」。学生参加の意義では「学生の地位と役割にかんがみ、その正当な要請を大学が適切に受け止めるための恒常的な体制を整え、全学的な意思疎通の道を開くとともに、学生の希望や意見を大学の意思形成の過程に取り入れて、大学の運営と教育・研究の活動を積極的に改善する契機とすることであり、あわせて、学生参加の体験を通じて学生の社会的成熟が助長されることを期待するものである」<sup>12)</sup>としており、教授会の自治に従属した「教授対象者」としての学生の地位が明白にあらわされている。

### (C) 「批判的学習者」説

学問のプロフェッショナルな教官とアマチュアの学生とを対峙させることを前提とする「批判的学習者」

11) 昭和40年11月1日のいわゆる東大パンフ。

12) 中央教育審議会『当面する大学教育の課題に対応するための方策について』のうち、「第4. 大学における学生の地位と役割」、昭和44年4月30日。

説は、職業的な研究者たる教官と学生とは本来異質の集団であり、教官自治の領域への学生参加は無責任・職能麻痺をひき起こすだけだといい、アマチュアながら批判的学習者たる学生はストライキなどの抵抗権の行使によって批判活動を行なうべきものだというのである。そしてまたこの説によれば、学生自治の領域においては学生処分をふくめて国家権力と直接相対する自主権を有すべきことになる。

「学生とくに学部学生は、……いまだ研究者としての能力をそなえておらず、学問の世界においては、いわばアマチュア的性格をもち、専門的研究者でありかつ学問研究を職業とする教官とは、その意味では異質な存在である。このような学生を教育すること、あるいはさまざまな形で学生と接触することが、専門的研究者として忘れ去りがちなものを反省する契機となることも少なくない。……学生は批判的存在として積極的な役割を果すものと考えられる。この意味で学生は、大学の目的とする学問の研究と教育に貢献しうるのである」<sup>13)</sup>、「大学が職業的研究者たる教官と学生との二つの異質の集団を基本的な構成要素としている（もちろん、両集団は支配・被支配の関係に立つものではない）という事実を直視するならば、そこに常時単一の意思が存在しうる保障は全くないといわなければならない」、「学生の自立性・主体性の確立のために不可欠な『学生自治』と、教官による『保護』ないし『後見』をメダルの半面とする『学生参加』とは、たがいに相容れない範疇だ」、「学生間に秩序を乱すものがあれば、学生自身の手によってこれを処罰するのが自治の論理である」、「一定の限界内で学生に完全なカリキュラム編成権を認めるべきだと考える。具体的には、たとえば……90単位は教官が教官の責任において編成したカリキュラムによって取得させるが、あの20単位は学生の自主カリキュラムによって取得されることとする」、「学生は教官の決定または措置に対して抵抗する権利をもってしかるべきである」「学生の抵抗権は、おそらくストライキをもって教官側に対する不信を表明するのを最大限とするであろう」「総長選挙についても学生に投票権を認めることによってではなく、このような抵抗権の行使によって学生の意思が表

13) 『東京大学改革準備調査会報告書』、東京大学出版会、63頁、「大学における学生の役割と権利」、日本法社会学会編『大学問題の法社会学的研究』、前掲、兼子論文、8頁参照。

14) 『朝日ジャーナル』昭和43年12月22日号、109-22頁。  
村上淳一 石井紫郎 三谷太一郎（いずれも東大法学部助教授）「学生参加」と「学生自治」。

『ジャーリスト』昭和44年4月1日号、24頁、石井紫郎

明されるべきである」などの見解<sup>14)</sup>が「批判的学習者」説を形づくっているのであるが、「学生参加」は学生運動を権力機構に組み込むための手段として政治的に利用されるだけだとしてその意義を頭から否定しているのは誤りといわざるをえない。また教官を研究者としてとらえ、研究機関としての大学に焦点をしぶっての立論は旧来の研究と教育との区分論に拠るものである。

#### (D) 「固有な大学構成員」説

いわゆる東大パンフの廃棄を確認した東京大学7学部集会における当初の確認書に「大学の自治が教授会の自治であるという従来の考え方が現時点において誤りであることを認め、学生、院生、職員もそれぞれ固有の権利をもって大学の自治を形成していることを確認する」<sup>15)</sup>とあり、また関西学院大学においても「大学の自治は教授会の自治であり、学生の自治はその傘下にあるとするのが従来の見解であるが、これは学生を大学の構成員として正当に評価しないものといえる。学生の大学における権利と義務を正しく認めて、学生の自治を教授会の自治とともに大学の自治をになう一環とみるべきである。大学当局が学生を一方的に支配するといった上下関係ではなく、その関係は相互的なものであり、原則的には平等の関係である」<sup>16)</sup>との見解が示され、立命館大学も「学問の研究と教育を使命とする大学は教員と院生と学生及び職員とから構成される……学生は学問研究の方法・成果を批判的に学習し、それを継承、発展させる基盤を培うものとして、大学の構成員である。教員が研究の自由と教授の自由をもつと同じく、学生は研究の自由と教育を受ける権利をもつ。学生を単に『教えられるもの』としてのみ規定し、大学の構成員とみなさないのは、大学における学生の地位を正当に捉えているものとはいえない」<sup>17)</sup>と明言している。日本学術会議も「学生を教育されるものとして受動的にのみとらえ、たんなる營造物の利用者として位置づけるべきではなく、学生は大学の主要な構成員であり、大学の自治、学問、思想の自由の重要な手として評価すべきである。したがって、学生は、教職員とともにそれぞれ固有の権利と義務をもって大学を構成するものであり、大学の自

「変容する『大学の自治』」も同旨。

- 15) 東京大学「7部集会における確認書」の「10. 大学の管理運営の改革について」、昭和44年1月10日。  
 16) 「関西学院大学改革に関する学長代行提案」、小寺武四郎学長代行、昭和44年5月7日。  
 17) 「大学改革のための討議資料」(その1)、立命館大学(学内)理事会、昭和44年4月30日。

治に参加すべきものであろう」<sup>18)</sup>といい、これらの見解はいずれも大学紛争の火の手のさかんだった昭和44年の前半にあらわれたものであり、学生を固有な大学構成員として位置づけた「固有な大学構成員」説である。ただこの説も、大学構成員としての学生に固有な権利の具体的な内容が必ずしも十分に解明されていない。

#### (E) 「学問共同研究者」説

大学における研究と教育とを真理が要求する自由な見地から統一的にとらえ、学生を教員とともに「学問の共同研究者」として認識し、大学の自治は「学問研究共同体」(academic community)の自治であるとする「学問共同研究者」説がある。大学の自治はなによりも研究教育機能が財政的サポートをする設置者に対して自律性を保障されることであるといい、さらにつぎのような見解<sup>19)</sup>によって示される。「真理のまえに学問研究共同体の成員は、学生をふくめてすべて平等であり、かれらのあいだに真に自由な討論と批判の機会が保障されなければならない」、「大学はその真理探究に携わるすべての成員による忌憚のない意見の交換によって、学問研究共同体としての合意と共通の理解を確立してゆくほかにその道はない。そのさい学生もこの共同体の正統の成員として……積極的に参与させられるべきである」とし、大学における教育は講義に対する学生の批判や反応があって、教員の研究が深化せしめられるのであり、教える側と教わる側のこの精神的交渉が大学のいとなみの重要な内容をなすものであるという。そして大学がたんに既成の知識の切売りをするものであれば、学生の自由は格別必要ではないが、「大学が、まちがう自由をふくむところの知的創造と革新を使命とし、その精神的过程が貴重な価値をもつのであれば、大学の機能は、自由な学生をこれに主体的に参与させ、学生をしてこのかけがえのない知的過程の価値をみずから体得せしめることによって遂行されるほかない。大学の機能は高尚な真理探究ではなくて、世俗的なサラリーマン養成に堕しているというなら、話は別である。しかしもしもしそうであれば、

18) 『大学問題について』(中間報告草案)、日本学術会議、大学問題特別委員会、昭和44年4月14日、他に、昭和44年6月23日の大阪大学改革準備調査委員会「大学改革の基本方針」も大学の構成員は教員、学生、事務、技術職員であると規定し、それぞれの構成員は、大学内においても市民的権利と義務をもち、さらに各構成層に応じた固有の権利、義務(つまり学生は授業を受ける権利、教員は研究と教育の権利、義務)をもつとしている。

19) 東大社研『基本的人権の研究』4、各論、395頁以下、高柳信一「学問の自由と大学の自由」、日本法社会学会編『大学問題の法社会学的研究』、前掲、兼子論文参照。

学生の自由な学問研究共同体への能動的参加が不必要であるとともに、大学自身の対外的自由・自治も不要であろう」といいきっている。大学教育を学問研究の側面からのみとらえたもので、権威主義的、伝統的大学観の枠からぬけだせない憾がある。大学紛争は必ずしもそのような学問への要求のみによって惹起されたものではなく、もっと広範な、人間的、社会的な権利意識にもとづくものであったことを見落としてはならない。大衆化した大学の実態にそぐわぬものといえよう。

#### (F) 「教育要求者」説

教育科学ないし教育法学の立場から出された新説として「教育要求者」説がある。この説の根本は憲法上保障されている国民の教育を受ける権利を勤労大衆の福祉を保障するためのものとして把握するところにある。すなわち国民の教育を受ける権利は社会権なのである。今日の大学はもはや少數のエリートのものではなく、大衆の教育を受ける権利にもとづく要求に応える高等教育機関として存在している。そこにおける学生の基本権はそのような国民の教育を受ける権利の一環であり、そこで行なわれる学習と研究はそれぞれの学生が「専門的知性の創造を通してかれ等の人間的能力を全面的に開発し人間を豊かなものに出来るものでなければならない」、そしてそのための大学は「教授、研究の私事性と私的自治を基調とした近代大学の体制」から脱皮して「教授、学生集団によって社会化された形で集団的に運営されなければならない」<sup>20)</sup>。昨今の大学においても学生の学問の共同研究者としての側面は存在する。しかし、一般的には大多数の学生は基本的には各人の生活上の要求として高等教育を受けるためにこそ大学に入っているのである。学生は、大学の専門的学問研究に協力する者というよりも、まず自らの人間的発展をのぞむ立場から大学に対して教育要求を出している者であり、このような学生に対して大学はその要求に客観的に応えるべき教育責任をもつものである。そのために大学には「研究活動と教育活動との合理的な分業の協業の体制」が組織されなければならない。そして教育と研究とはそれぞれ異なった固有の法則性をもつ別個の職能をもち、両者が対等に位置づけられるという教育観の確立が要求される。たしかに帝国大学時代の学問、教育観、すなわち学問

は高次で、教育は低次のもの、教育は学問とは無関係だという考え方は清算を迫られており、従来の大学には教育が成立していたとはいいがたい。大学における教育の課題は、初・中等教育のそれとは異なるが、基本的にはその路線につらなるものであり、ただその内容がきわめて複雑で、いっそう困難な教育問題なのである。学生が素朴にうちだしてくる職業的教育要求（たとえば、各種の資格試験準備や実務的講座の開設）をいかにうけとめるべきか、またその反面青年期にありがちな苦悩や人生や社会に対する理想的あるいは飛躍的ともいうべき諸要求にいかに対応すべきか、まさに「もはや、優れた学者研究者がたまたま發揮しうるかもしれない教育力だけを期待することはやめて、恒常的、組織的な教育責任体制を大学にもたらすような『大学教育機能』をつくりだしていくなければならない」のである。もっとも教育と研究を分離することによって教育が教育たりえず、研究が研究たりえない状況が起こってはならない。研究の結果を教育、教授することによって研究の上に進歩をきたし、教育的成果もこれによって高まることは疑いない、学問を含めてすべての文化活動は、本来、教育的活動を自然に要求するものだからである。したがって教育と研究の機能分担論は両者の本質的な理解を根底におくものでなければならない。ところで「『教育機関』大学には『研究機関』大学の自治とは相当異なる根拠からやはり確固たる大学の自治が保障されなければならない<sup>21)</sup>。『研究自治』に対する『教育自治』と言ってもよい」「学生大衆は『教育をうける権利』の行使として教育要求を出しつつ『教育機関』大学の管理運営に参加していくことができ、その具体的状況が各大学の教育自治的運営によって決せられていくのが、日本の大学自治の現段階にはかならない」<sup>22)</sup>といった認識をふまえてこの「教育要求者」説がうちだされてくるのであるが、大衆高等教育機関としての性格を顕著にしてきている現代大学の実態把握が概ね正確であり、学生を「教育要

21) 有倉遼吉『大学改革と学生参加』、成文堂、昭和44年、兼子仁「教育機関としての大学の自治」、38-46頁。なお、つづいて、「現代大学における公教育活動は研究活動より以上に集団的に組織される必然性をもっている。しかしその組織化は、……各大学ごとの自治によってしか実現できない性質のものである。それは学生大衆から出される多様な教育要求に対応しつつ専門的な大学教育者の集団が創造的な高度の教育指導活動を展開していくプロセスにはかならない」とある。

22) 日本法社会学会編「大学問題の法社会学的研究」、前掲、兼子論文、14頁。

20) 『現代の理論』昭和44年2月、3月号所収、持田栄一「大学、その再編と変革——現代の大学の全面的変革への覚え書き」(上)、22-22頁、(下)、82頁。

求者」として位置づけることも正鵠を得ているといえるであろう、ただ「教育機関」大学、「研究機関」大学といった制度的な整備は今後の課題である。その場合、研究機関と教育機関の乖離を避けながらの再編がのぞまれることはさきに述べたとおりである。

#### (G) 「主体的学習者」説

近來の大学紛争の過程においてあらわれた学生の主張・発言の中にとらえられる一つの見解にもとづくものとして「主体的学習者」説がある。漠然とした存在であり、必ずしも定形化した見解ではないが、たしかに学生の地位に関する論議の一類型ではある。この説によれば今日の大学における学生のすべてが専門的な学問研究者ではないとしても、学問をみずから主体的に学習していく者であるからカリキュラムは基本的には学生が自主的にたてる学習計画を総合するものでなくてはならず、教員の授業やその他の指導はそれに役立つべきものであり、教員は一方的な講義、試験、単位認定を通じて学生を支配するものであってはならないというのである。また「主体的学習者」たる学生は大学の構成員として教員と対等であるから、大学の管理運営は教員、職員、学生の共同意思決定によるべきであり、このために従来の「教授会自治」は打破されなければならない、「大衆団交」は学生参加の当面の方式だともいう<sup>23)</sup>。そして学生の自治活動については教育的規制の一切許されない完全自治の領域であるべきだとしている。以上のような論旨によって組み立てられる「主体的学習者」説では大学の教育の場としての側面がほとんどかえりみられていない。大学の学生はすでに精神的に一個の独立した人格であり「自ら学ぶ者」としての位置づけは肯定することにやぶさかではないが、「教えられる者」としての側面をまったく無視するわけにはいかない。学生の自治活動を教育の対象とするとか、「教育的処分」を前提とするとかといった教育観にあらざるもう一つの教育観すなわち教師と学生との人間的な交渉を基調としたいわば「教育的交流」が青年の人格形成に果たす役割を等閑視することは許されない。教育を支配、被支配的関係に制度づけてきた旧来の大学観、教育観に対する反動的所産としてこの見解のもつ意味を評価したとしても、ただちに賛意を表するわけにはいかない。

23) 日本法社会学会編「大学問題の法社会学的研究」、前掲、兼子論文、15頁。なお以上の学生の地位に関する諸見解については、同論文の「学生の地位に関する諸認識」に負うところ大である。

2. 大学における学生の地位に関する諸見解を通覧してきたのであるが、今さらながらそれぞれの説の間の懸隔を痛感させられる。そしてこれら諸説のうちどれをよしとするか、にわかに断じがたいのであるが、ただ一つ明らかなことは、学生をたんなる營造物利用者の地位から解放しなければならないことである。だとすれば当然「營造物権力服従者」説は捨てさられなければならない。またそれと軌を一にする「教授対象者」説も、管理的教育観にもとづき、大学におけるすべての権限の源を教授会決定に求め（とくに国・公立大において）、学生のもつ学問の自由や自治が教授会の庇護のもとにのみなりたつとする考え方は、未成年とはいっても意思能力の発展段階の高い、あるいはすでに行為能力を有する学生の基本的な人格を無視したものであるからこれまた葬りさられるべきものである。これら大学設置者の行政的な管理権、教授会の教育的な管理権を前提とする見解が、一連の紛争を通じて裝いを変え、大学内の意思疎通のための学生参加の途を提唱するにいたってはいるが、所詮限定的であり、その前提が変わらぬ限り現代大学の要請に応えうるものではない。そもそも大学における学生の権利、義務はさきに述べたごとく、すでに意思能力をもつ個人として尊重されることにもとづくものでなければならない。したがってそこには当然市民的自由の保障がなければならず、市民的自由には大学学生としての自由と一般社会人としての自由といった区別のあろうはずがなく、憲法の保障する学問の自由、思想および良心の自由、信教の自由、集会、結社および言論の自由、請願権などは教職員も学生とともに同質同量に享受しうるものである。他方、学費を納入し、一定期間そこで教育をうけ、学問するといった学生だけがもつ学生固有的の権利があるはずである。これは学生に専門の知識、技術を教授し、学問研究を行ない、または理事事務に携わるなどの一定業務に従事することによって大学から賃金をうける教職員がもつ権利、義務とはおのずから異なったものでなければならない。所定の学費を納入し修業するといった立場のものは、その機関に対しそれにみあう一定以上の質と量を内容とする教育を期待して投資するわけであり、これを真摯に貪欲に吸收し消化しさらに発展せしめることがその職分である。しかも教育の質、量は固定的なものではなく、これを求める側の意欲と創造によって無限の拡大を要求されるものなのである。学生の地位はいわばこのような図式の中に位置づけられ、その権利と義務はこれを基調

とするものでなければならない。したがって学生は、その固有の権利として大学に対し学習の成果を期すための諸要求をさしだすことができるものであり、その要求が不当にしりぞけられたような場合には抵抗権もみとめられるべきものなのである。もとより権利には義務が対応する。その職分を果たさず、たんなる思いつきやみずから怠惰を正当化するための要求を力をもってからとろうとすることは権利の濫用である。大学は理性の府であり本来そのようなことはありえないはずだといつても、今日の日本の大学では、とくに大衆化した大学の現状ではまだまだこのような危険が充満している。学生のエゴイズムや無責任に対する懸念もさることながら、教職員がその職分を果たさず、学生の要求に応える努力を怠り、教える権利を盾にして肯じない場合も十分ありうる。これに対するもっとも厳しい監視役は当然学生でなければならず、だからこそ抵抗権もみとめられうるのである。大学を構成する教員、職員、学生がともに有する市民的自由をベースにして、その上にそれぞれがその職分から固有に有する権利、義務を相互に認めし、尊重し合うことこそ大学のいとなみの正常な発展がありうるのである。したがって、いまでもなく、伝統的な大学観にみられるように教師と学生が支配、被支配の関係にあるのではなく、相互に対等な立場で協力し、職分の相違からくる対立はあくまでも理性的な話し合いによって処理されるだけの信頼のきずなが固くむすばれていなければならないのである。ところで学生の市民的自由についてであるが、さきにも述べたごとく、それは一般市民におけるそれととくに区別されるべき根拠はない。むしろ大学の存立の意義からすれば、一般社会以上に自由が尊重されなければならない。このような観点に立てば、大学の目的である研究・教育活動の障害にならない限り、積極的に自由がみとめられなければならない。たとえば集会や立て看板あるいはビラ配りなどの行為が大学の授業などに支障のない限り自由にみとめられるべきである。もとよりいかなる社会でもその社会存立のための秩序維持が必要である。大学においても当然秩序の維持が考えられなければならない。しかし秩序維持はもともと目的のための手段でしかない。大学の研究・教育の目的達成を阻害するような行為行動以外は制限の対象たりえないことはいうまでもなかろう。大学は知的創造と革新を使命とする精神的いとなみの場である。大学構成員のすべてが表現の自由を保障されることによってのみ実り多い精神的いとなみ

が展開されうるのである。もっとも昨今、一部の大学にみられるように異常に大きな立て看板が人々の自由な通行を妨げ、ポスターを探光の障害になるほど窓ガラス一面にはるがごときや窓外でのマイクのアジ演説が授業の妨害になるなどは常軌を逸したもので自由の逸脱である。まして学生の占拠、封鎖、暴力行為にいたっては論外であり、大学の機能を奪う悲しまべき、唾棄すべき行為である。しかし、だからといって学生の政治活動を制限しようというのではない。教員も職員も学生も個人としてもいる基本的な権利はいかなる力もこれを奪うことはできない。したがって政治的自由もまた保障されるべきであり、政治的自由は当然に活動をともなう。ただし教員が教授の場を利用して政治的活動を行なうことは（教員の政治的信条や価値判断が研究・教育に関係してくることはさけられない。とくに社会科学においては）許されないし、学生の政治活動の自由も大学の目的にそくし、大学の機能を高める見地からなる大学独自のルールがつくられなければならない。政治は力の論理の支配する次元であるから、いずれの立場であれその勢力の拡張には血まなこである。大学人の政治活動の自由は保障されなければならないが、大学が特定勢力の砦と化し、力の論理でぬりつぶされてしまうことは大学の荒廃を招き、政治的自由の保持が失われることをも含めて、すべての機能が麻痺するにいたることは必定である。ともあれ大学はきわめて高次の社会である（なければならない）。教員、職員、学生のそれぞれの職分を異なる集団が相互に理解し、尊重し、協力し合うことによってのみ機能するものであることを重ねて強調しなければならないのが日本の大学の現状である。私はこのような見解から「批判的学習者」説についても、にわかに賛同したいし、「固有の大学構成員」説も必ずしも伝統的学問教授観を超克していない。ただこの説が学生を大学の構成員として位置づけ、教授集団と学生集団との協議体制を考慮し、学生に固有権の行使をみとめているのは同感である。「学問共同研究者」説も示唆に富むものであるが、その大学教育観が研究と教育の統一ということで研究本位的大学観から一歩も出ていないので不満であり、現代日本の大学についての事実認識に欠けるものがあるようだ。」「教育要求者」説は教育法学者として精力的な活躍をされる兼子仁氏の主張が主であるが、学生大衆の教育的要求と大学の伝統的な研究機関的性格の矛盾をつき、「研究機関」大学から「教育機関」大学への転換を迫られているとの問

題提起がなされ、しかも大学が低次のサラリーマン養成機関に墮することをも警戒して研究と教育の有機的統一を重視している。いざれにしても大学における教育の価値、法則性の内容については今後の課題であるが、他の諸説がいざれも伝統的な研究と教授の一体観の束縛からぬけだせないのに対して、教育と研究とは相対的に法則性を異にする別個の専門的活動であるとして、大学における教育の再評価を説いていることは近時の日本の大学において教育面の比重が高まっているという現実の動態によく照準を合わせたものといえ

よう。また教育要求者としての学生が教育要求を貫くためのルートとして学生参加を積極的に肯定している点なども、私のこの説への傾斜の要素をなしている。ただこの説が教育機関性を強調するのあまり、中教審の大学観と類似性をもつが、発想の根本を異にしているものであることだけは指摘しておかなければならぬ。もっとも私はこの説を必ずしもそのまま容認しようというのではない。「教育要求者」説、「固有の大学構成員」説などのうちの汲むべきところを上述の私の見解に織り込んでいきたいと考えるのである。